

「福音主義イスラエル論」  
——神学的・社会学視点からの一考察——

安黒 務

序

2014年の夏、イスラエルの空にはミサイルが飛び交い、パレスチナの街には爆弾が雨あられのように降り注いでいた。そのような朝、ひとりの神学生からひとつの質問が寄せられた—「イスラエルのために祈れ。そうすれば教会に祝福と繁栄がもたらされる。イスラエルを支援することは教会の責任である。」—「先生、わたしたちはこのような教えをどう理解すれば良いのでしょうか」と。確かに、旧約聖書にはそのような聖句が存在する。しかし「それらの聖句を、今日の世俗国家としてのイスラエルに当てはめて、そのように解釈し実践を促すことは、新約時代に生きるクリスチャンとして適切なことなのだろうか」—本論文は、そのような素朴な疑問に対するひとりの神学教師のささやかな応答である。

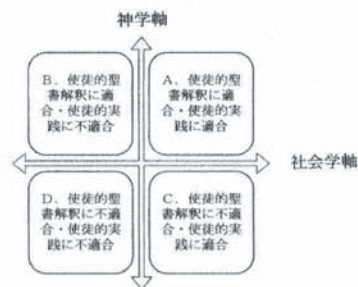
今日の教会の「世俗国家としてのイスラエル」への「理解」如何にあるべきか、という問いは、「神学的な問い」を含んでいる。そして、解答の次第は教会の「イスラエル」理解に大きな影響をもたらす。ここで、今日のイスラエルが「世俗国家」のひとつであるというのは、以下のようなことである。すなわち「…ユダヤ人に共通する宗教について語ることも不可能である。正統主義シナゴグと自由主義シナゴグとは、長い間ユダヤ人社会において、どのような関係も持っていなかったのである。人々はユダヤ人の中に、汎神論者、無神論者、

あるいは懐疑主義者のいるのを知っているし、また、よいキリスト者、あるいは悪しきキリスト者もいるし、カトリックもプロテスタントもいることを知っている<sup>1</sup>という現実をさしている。さてこの間には、福音主義陣営においては二つの解答が提出されている。ひとつは「ディスペンセーション主義神学」の立場からであり、もうひとつは「契約主義神学」の立場からのものである。本論文は、この二つの解答とその実践を「福音主義イスラエル論の座標軸」を活用し「神学的・社会的視点」の両面から考察する。

「福音主義イスラエル論の座標軸」<sup>2</sup>とは、米国の人種差別克服、南アフリカのアパルトヘイト政策克服に役立ったピーター・バーガーの「宗教社会学的分析の手法」のことである。つまり「教会の教理をもつだけでは十分ではない。経験的に存在している諸教会の社会学をもたなければならない。神学的教理と社

<sup>1</sup> 『カール・バルト著作集7』（新教出版社、1975年）283-284頁、このバルトの著作の中には教会とユダヤ人の関係を深く思索した好論文「ユダヤ人問題とそのキリスト教の応答」があり、彼は「反ユダヤ主義」を批判する自らの基本的な立場を明確にした後、ユダヤ人とキリスト者を「分離させるもの」について、「結びつけるもの」と同じであると言う。「それは、ゴルゴタの丘の十字架にかかり給うたユダヤ人である。わたしたちはそのお方をイスラエルの約束の成就として、それゆえに全世界の救い主として認める。ユダヤ人たちは、彼らが最初にそうすべきであるのに、この一人のユダヤ人であるお方を認めない。これが、ユダヤ人の存在をめぐる、現実であり、存続している、驚くべき謎なのである」同書、288頁、と記している。

<sup>2</sup> これを図示すると以下のとおりである。



福音主義イスラエル論の座標軸

古屋安雄著『宗教の神学』（ヨルダン社、1988年）15-47頁、参照。

会学的診断の間の緊張から、状況に対するキリスト教的視点は出来上がってくる<sup>3</sup>というものである。筆者は本論文のようなテーマにおいては、それを必要としていると確信している。筆者は、この座標軸を神学軸（縦軸）と社会学軸（横軸）から構成し、聖書解釈とその実践のそれぞれにおいて「使徒的正統性」の反映の如何を問う。

## 第一部：神学軸—聖書解釈における「使徒的正統性」の反映の如何

第一部においては、キリスト教シオニズムの神学的基盤としての「ディスペンセーション主義聖書解釈」と契約主義的アプローチの神学的基盤としての「契約主義聖書解釈」における「使徒的正統性」の反映の如何を取り扱う。

### A) 「使徒的聖書解釈法とは何か」

#### A-1) 共通の聖書観

福音主義に立つものは「共通の聖書観」を共有していると一般に理解されている。しかし、それは物事を余りに単純化しているのではないか。ここで言う「福音主義」とは、「聖書を全面的に人間の宗教書」とみなすパーなどによって代表される自由主義の伝統や「聖書は神の啓示に対する証言」であるとするバルトによって代表される新正統主義の伝統等に対して、聖書は神の靈感によって与えられた「神のことばである」とする歴史的キリスト教の「直接的同一性の立場」を大枠で括ったものである。さらに、福音主義の立場といっても、神学的要素・歴史的要素・社会的文化的要素等において多様性がある。そして聖書観、つまり靈感・無誤性・権威の理解においても、絶対的・全的・限定的といった多様性がみられる。しかし、そのような多様性を認めつつ、その中で聖書は神の靈感によって与えられた「神のことばである」という点において一定の幅で「共通の聖書観」がみられる<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> Peter L. Berger, *The Noise of Solemn Assemblies* (Garden City, N.Y.: Doubleday & Company, Inc, 1961), p.131.

<sup>4</sup> リベラル神学や新正統主義神学等の聖書観との対峙は、『実用聖書註解』（いのち

## A-2) 二つの物語

そのように一定の「共通の聖書観」に立ちながら、何故、二つの解釈法—ディスペンセーション主義聖書解釈法と契約主義聖書解釈法は生まれてくるのか。聖書という同じデータソースからはひとつの聖書解釈法が生まれてくるはずではないのか。それは、「旧新約のふたつの聖書の主題が大変異なっている」ところに原因がある。この現実、聖書は神の靈感によって与えられた「神のことばである」と認める福音派の人々の間でも、十分認識されていないのではないのか。一般的に聖書は全体として、平板に「神の言葉」として受容されてしまい、「聖書にはこう書いてある」と扱う光景をよくみかける。しかし現実はその単純ではない。旧約はイスラエル民族、選民イスラエルに関心を示し、君主制・神殿・祭司制をもつ民族として、その盛衰の歴史を描写している。その歴史は「民族的・神政政治の運命の視点」が中心である。旧約聖書の中では、イスラエルは神の民のままで、イスラエルの救いこそが未来の焦点となっている。しかし、新約聖書では大変異なった状況がみられる。イスラエルの救い主としてのイエスは、拒否され十字架につけられ、イスラエルの残りの者のみが応答した。イスラエルと教会は根本的に異なったものではないのか。イスラエルは「民族」であり、教会は「信仰者の開かれた交わり」ではないのか。新約は、「教会の歴史という主題」を扱っている。旧約聖書と新約聖書は二つの物語—イスラエルの物語と教会の物語—によって構成されているのではないのか。この「ジレンマ」をどう扱うべきか、これが根本的な問題である。この問題意識なしに、「福音主義イスラエル論」を語ることはできない。そして、ここに二つの根本的に異なった解答が存在し、わたしたちは二者択一を迫られている<sup>5</sup>。

のことば社、2008年)の宇田進論稿「啓示と聖書」参照。福音派内における「靈感・無誤性・権威」の多様性についてはM.J.エリクソン『キリスト教神学』(いのちのことば社、2003年)参照。

<sup>5</sup> ラッドは、「ディスペンセーション主義聖書解釈」克服に人生をささげた。その取り組みは、George M. Marsden, *Reforming Fundamentalism* (Grand Rapids, Michigan: Eerdmans, 1985), pp.120-122, 150-152. John A. D'elia, *A Place at the Table* (New York: Oxford University Press, 2008), pp.167-170 に詳述されている。ラッドは、*A Commentary on the Revelation of John* (Grand Rapids, Michigan: Eerdmans, 1972), *The Blessed Hope* (Grand Rapids, Michigan: Eerdmans, 1956), *A Theology of the New*

## A-3) 二つの聖書解釈法

わたしたちの前に置かれている聖書解釈の第一の方法は、イスラエルは約束された土地を相続するよう運命づけられた神政政治の民族、今も将来も、旧約の預言が文字通り成就するとき、イエスは文字通りダビデのような王となれると捉える「ディスペンセーション主義聖書解釈法」である。ディスペンセーション主義には数多くの特色ある教えがあるが、最も主要な教義は「神の二つの計画と神の二つの民が存在する」というものである。これが、旧約と新約の二つ物語を「二つの神の民、二つの神の計画」と別個に捉えるディスペンセーション主義の極端な字義主義解釈法の真骨頂である。もし旧約聖書の言葉が「徹底して字義通り」に捉えなければならない、という意味で「神のことば」であるとしたら、彼らは正しいことになる。しかし、そうではない。聖書解釈には第二の方法がある。それは、旧新約の「啓示の連続性・漸進性・有機的一体性」を認め、「旧約聖書を新約聖書に基づいて解釈する」方法である。旧約聖書には象徴、予型、預言等がある。そこに時満ちて神の御子が受肉され、贖罪のみわざを完成し、復活・昇天・神の右に着座され、聖霊を注がれた。この「事態」を受けて旧約聖書を「イエス・キリストを証するもの」として解釈した文書が新約聖書である。

最も大切なことは、わたしたちの目の前にある「二つの聖書解釈法」の良し悪しの審判をどこに仰ぐのか、である。「聖書解釈法」の選択権は読者の側にあるのか。いやそうではない。新約聖書は、パウロをはじめとする使徒たちに「旧約聖書」解釈の権威が与えられたことを明確にしている。使徒たちの「旧約聖書」解釈は、キリストのみわざの現実に直面したことにおいて、大きな変化を遂げた。これがキリスト教会の旧約聖書解釈の基点である。二つの聖書解釈法の良し悪しを判定する法廷は、「新約聖書」にあり、使徒たちが明らかにした聖書解釈法とは如何なるものであったのかを基準に判決が下されなければならない。それゆえ、筆者はあえて「聖書解釈法とは何か」と問わない。この問いは道を誤らせる危険を内包する問いである。これが「使徒的聖書解釈法とは何か」

*Testament* (Grand Rapids, Michigan: Eerdmans, 1974), *The Meaning of the Millennium: Four Views* (Downers Grove, Illinois: InterVarsity Press, 1977), *The Last Things* (Grand Rapids, Michigan: Eerdmans, 1978) の中でその課題を丁寧に取り扱っている。

を問う所以である。

さて、わたしたちが留意すべき基本的な聖書解釈法とは何か。それは、旧約聖書の預言は「イエスの人格と使命において成就されたものは何であったのか」という視点から解釈されなければならない、ということである。この命題を立証するため、旧約における三つのメシヤ預言の解釈を取り上げる。異教徒の憎むべきくびきから解放する「ダビデ王たるメシヤ像」（イザヤ書 11 章）、天的な超自然的な「ダニエル書の天からの人の子像」（ダニエル書 7 章 13-14 節）、無力でなされるまま死に至らされる「イザヤ書の苦難のしもべ像」（イザヤ書 53 章）がある。それらは、旧約において並列しておかれ、互いの関係が不明な、大変異なった概念である。しかし新約はイエス・キリストの使命を旧約預言解釈の「マスター・キー」として、この三つのメシヤ思想を統合し解釈している。イエスと彼の後継の使徒たちは、キリストの謙卑と高举と再臨の段階、神の国の現在性と未来性の区別を念頭に「旧約聖書の預言をイエスの人格と使命の視点から解釈した。人の子は、彼が栄光に入る前に、地上に現れなければならない。そして、彼の地上における使命は、苦難のしもべの役割を成就することである。…キリスト論であるか終末論であるかは別にして、最終的に権威のある言葉は、新約聖書の中に見出されなければならない」<sup>6</sup>のである。これこそが使徒たちのなした「聖書解釈」の原則であり、「使徒的正統性」の反映の度合いを判別する尺度である。

## B) 「使徒的イスラエル論」とは何か

第二に、「使徒的イスラエル論とは何か」という問いを立てる。「福音主義イスラエル論」の議論を大局的なパースペクティブに入れて考察するため、その背景として現代神学における「イスラエル論の議論」のいくばくかを眺望する。この議論の大局を見誤らないためである。

<sup>6</sup> Ladd, *The Last Things*, pp.17-18. G.E.ラッド著、安黒務訳『終末論（仮題）』（いのちのことば社）近刊予定。

## B-1) マクロの背景—「イスラエル論に関する議論」のベクトル

「現代神学におけるイスラエル論」<sup>7</sup>をマクロの視点から眺望すると、ユダヤ人が受けた、いわゆるアウシュヴィッツ、ホロコーストの大量虐殺とそのユダヤ人の「出ヨーロッパ」の結果生じた「パレスチナにおけるイスラエル国家の建設とその将来をどう見るのか」という問題が扱われていることを教えられる。神学的イスラエル論の視点には、「人権問題」としてのイスラエル論の視点と「神学的視点」としてのイスラエル論があり、後者の視点においては「選ばれた神の民」としてのイスラエルの特殊性が扱われ、改革派的な伝統においてこの課題に取り組んだカール・バルトとオランダ神学が注目されている。「人権問題」としてのイスラエル論の視点において、紀元 70 年のエルサレム崩壊後のユダヤ人の離散と迫害の歴史とナチス・ドイツによる大殺戮の経験から鑑み、ユダヤ人の人権問題の「近代的政治的解決策」のひとつとして、ユダヤ人国家の建設は尊重されて然るべきだと考える。ただ、この物事には両義性があり、そのときにはパレスチナ人の人権問題も考慮されるのでなければ、公義にもとるといわなければならない。「福音主義イスラエル論」において、使徒的正統性が問われる重要なポイントがここに存在する。それは後述する。

バルトのイスラエル論<sup>8</sup>では、「教会を軸とした」イスラエルの教義学的理解と、ローマ人への手紙 9-11 章からの積義から「イスラエルを軸とした」積義的理解が紹介されている。オランダ神学においては、主にヘンドリクス・ベルコフの「積極的」イスラエル論と、それに対して批判的な G.C.ベルカウワーの「消極的」イスラエル論が紹介され、「選民の問題」に関し、前者は「神論」を支点として「神の主権的選び」を強調し、後者は選びを考える上で「信仰の内実」を重視した「救済論」的視点を強調している<sup>9</sup>。パレスチナの土地における

<sup>7</sup> 近藤勝彦『現代神学との対話』（ヨルダン社、1985 年）291-339 頁

<sup>8</sup> 主としてバルトの神学的イスラエル論が本質的に展開されているのは、『教会教義学』第二巻、第二分冊、第 34 節「教団の選び」においてである。パウロがイスラエル論を示したローマ人への手紙 9 章～11 章についてのバルトの膨大な積義もこのところに付随してなされている。

<sup>9</sup> 佐々木稔の「キリスト教全集—説教と神学」のサイト

<http://homepage3.nifty.com/msasaki/berkouwerreturn11.html> (参照 2014-9-30) で、G.C.ベルカウワーのこの理解に関し、詳しく解説されている。